8. 佐野市立地適正化計画策定体制

平成 30（2018）年度

計画の策定主体となる「策定委員会」及び「策定部会」、学識経験者や県・市の関係者を交えた「策定懇談会」を設立し、本市の現状と課題、まちづくりの方向性を中心に検討しました。

平成 31/令和元（2019）年度

都市機能誘導区域及び居住誘導区域、誘導施設、誘導施策、評価指標及び目標値を中心に検討しました。

また、市民ワークショップを開催し市民の方から意見をいただきました。

令和 2（2020）年度

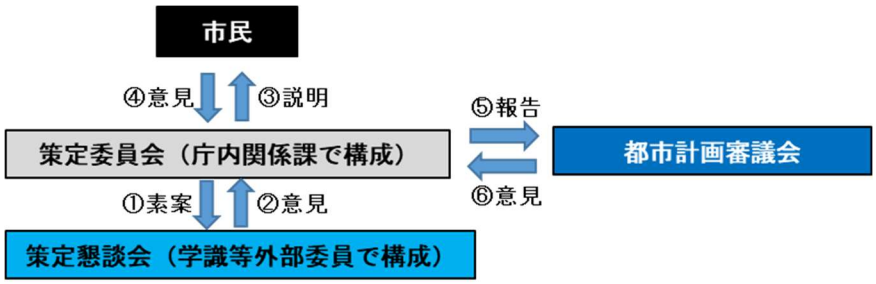
策定委員会等や住民説明会やパブリックコメントを行なった上で、都市計画審議会に諮り、本計画を策定しました。

令和 7（2025）年度

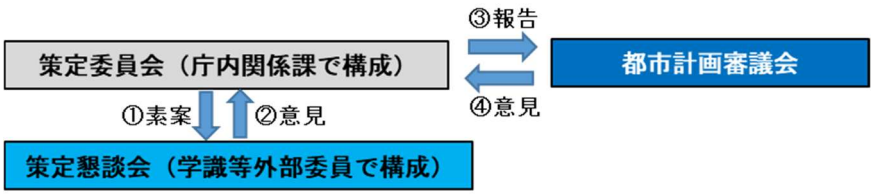
策定委員会、策定懇談会を各２回実施し、都市計画審議会に報告した

令和 8（2026）年度

パブリックコメントを行い、改定を行いました。



図：策定体制（当初策定時）



図：策定体制（改定時）

○佐野市立地適正化計画策定委員会設置要綱

平成 30 年９月 20 日訓令第 19 号

改正

令和２年３月 31 日訓令第 16 号

令和７年９月５日訓令第 22 号

佐野市立地適正化計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第１項の規定に基づく立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定又は同法第 84 条第１項の規定に基づく立地適正化計画の変更を行うため、佐野市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　立地適正化計画又はその変更の素案の作成に関すること。

（２）　佐野市立地適正化計画策定懇談会設置要綱（平成 30 年佐野市告示第 220 号）第１条に規定する佐野市立地適正化計画策定懇談会からの前号の立地適正化計画又はその変更の素案に対する意見を検討し、立地適正化計画又はその変更の原案を作成すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、立地適正化計画の策定又はその変更に関し必要があると認める事務

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は都市建設部長を、副委員長は都市計画課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

（その他）

第７条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月 31 日訓令第 16 号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和７年９月５日訓令第 22 号）

（施行期日）

１　この訓令は、公布の日から施行する。

（佐野市立地適正化計画防災指針策定委員会設置要綱の廃止）

２　佐野市立地適正化計画防災指針策定委員会設置要綱（令和４年佐野市訓令第 10 号）は、廃止する。

別表（第３条関係）

政策調整課長　総合戦略推進室長　財産活用課長　行政経営課長　危機管理課長　市民生活課長　社会福祉課長　医療保険課長　産業政策課長　農政課長　交通政策課長　都市整備課長　道路河川課長　管理課長　企業経営課長　下水道課長　教育総務課長　学校適正配置課長　学校管理課長

○佐野市立地適正化計画策定懇談会設置要綱

平成30年９月20日告示第220号

改正

令和７年９月５日告示第226号

佐野市立地適正化計画策定懇談会設置要綱

（設置）

第１条　都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第１項の規定に基づく立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定又は同法第84条第１項の規定に基づく立地適正化計画の変更に当たり、その素案に関し意見を聴くため、佐野市立地適正化計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　懇談会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　佐野市立地適正化計画策定委員会設置要綱（平成30年佐野市訓令第19号）第１条に規定する佐野市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）が作成する立地適正化計画又はその変更の素案に関し意見を述べること。

（２）　前号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事務

（組織）

第３条　懇談会は、委員25人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験のある者

（２）　佐野市町会長連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

（３）　関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

（４）　関係行政機関の職員

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

（任期等）

第４条　委員の任期は、立地適正化計画が策定され、又は変更される日までとする。

２　市長は、前条第２項第２号及び第３号の規定に該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解嘱することができる。

（会長及び副会長）

第５条　懇談会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

２　会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　懇談会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる懇談会の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則（令和７年９月５日告示第226号）

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（佐野市立地適正化計画防災指針策定懇談会設置要綱の廃止）

２　佐野市立地適正化計画防災指針策定懇談会設置要綱（令和４年佐野市告示第127号）は、廃止する。

佐野市立地適正化計画策定懇談会

No.	区　　分（第3条2項）		所　　属	委員
1	学識経験のある者（1号委員）		足利大学	名誉教授　増山　正明
2			宇都宮大学	准教授　長田　哲平
3			特定非営利法人まちづくり支援センター	代表理事　為国　孝敏
4	佐野市町会長連合会（2号委員）		町会長連合会	副会長　坂井　正巳
5			町会長連合会	副会長　尾﨑　始
6			町会長連合会	副会長　大屋　吉久
7	関係団体（3号委員）	都市再生・中心市街地活性化関連	佐野商工会議所	副会頭　内山　隆司
8			佐野市あそ商工会	副会長　遠藤　計二
9		住宅関連	(公社)栃木県宅地建物取引業協会	理事　山本　護
10			(一社)栃木県建築士会　佐野支部	支部長　小林　隆宏
11		医療・福祉関連	(一社)佐野市医師会	会長　柳川　進
12			佐野市社会福祉協議会	常務理事　松本　仁
13		教育関連	佐野市立小中学校長会	会長　関口　純一
14			佐野市幼稚園連合会	会長　荒居　養雄
15		市民	佐野市PTA連合会	会長　北岡　篤哉
16			佐野市幼稚園PTA連合会	会長　渡邉　伸一郎
17			佐野シニアクラブ連合会	会長　新井　清司
18			佐野日本大学短期大学	学生　原島　弥那
19			佐野日本大学短期大学	学生　人見　紅葉
20		防災関連	佐野市防災士連絡会	会長　金子　好雄
21			佐野市自主防災組織連絡協議会	会長　金田　彰二
22	関係行政機関（4号委員）		栃木県県土整備部都市政策課	課長　本間　毅
23			栃木県安足土木事務所	所長　佐野　友紀

9. 策定及び改定の経過

月　日	事　項
平成 30(2018)年	
10 月 3 日	庁内担当者会議
10 月 10 日～10 月 26 日	市民アンケート
10 月 23 日	第 1 回策定部会・策定委員会
11 月 29 日	第 2 回策定部会
12 月 27 日	第 2 回策定委員会
平成 31/令和元(2019)年	
1 月 15 日	第 1 回策定懇談会
2 月 5 日	第 3 回策定部会
3 月 18 日	第 3 回策定委員会
5 月 20 日	第 2 回策定懇談会
6 月 28 日	第 4 回策定部会
7 月 17 日	第 4 回策定委員会
8 月 7 日	市民ワークショップ
8 月 21 日	第 5 回策定部会
10 月 1 日	第 5 回策定委員会
令和 2(2020)年	
1 月 10 日	第 6 回策定部会
1 月 20 日	第 6 回策定委員会
2 月 12 日	第 3 回策定懇談会
3 月 11 日	第 4 回策定懇談会
3 月 26 日	第 7 回策定委員会
6 月 29 日～7 月 1 日	市民説明会（３回）
5 月 20 日	第 27 回佐野市都市計画審議会（書面開催）
7 月 17 日	第 7 回策定部会
7 月 28 日	第 8 回策定委員会
10 月 16 日～11 月 16 日	パブリックコメント
10 月 30 日	第 5 回策定懇談会
11 月 20 日	第 28 回佐野市都市計画審議会
令和 3(2021)年	
1 月 22 日	第 9 回策定委員会（書面開催）
令和 7(2025)年	
11 月 20 日	第１回策定委員会
12 月 18 日	第１回策定懇談会
令和 8(2026)年	
1 月 27 日	第２回策定委員会
2 月 24 日	第２回策定懇談会
3 月 23 日	都市計画審議会
7 月 1 日～7 月 31 日	パブリックコメント